

最近の法令改正について

令和 5 年 6 月 9 日
九州産業保安監督部

最近の法令改正について

1. 騒音・振動規制法関係

(1) 騒音規制法施行令 別表第1 第2の項 (改正前)

空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット 以上のものに限る。）

(改正後)

空気圧縮機（**一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き**、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

【※現在のところ大臣指定はありません。】

(2) 振動規制法施行令 別表第1 第2の項 (改正前)

圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

(改正後)

圧縮機（**一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き**、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

低振動型圧縮機の型式指定（環境省HP）

https://www.env.go.jp/page_00429.html

（ページ内の「低振動型圧縮機の型式指定一覧（令和5年4月25日）」を参照）

施行期日 令和4年12月1日（木）

<<https://www.env.go.jp/press/110291.html>>

【参考】

低振動型圧縮機とは、工場及び事業場における通常の運転状態において、機器から5 m離れた地点における振動レベルが60dBを超えないとみなされる**スクリー式の圧縮機**になります。

環境省の審査を経て、低振動型圧縮機として**型式指定**を受けた 機器は、振動規制法における特定施設から除外され、同法の**規制対象外**となります。

2. 鉱山保安法関係

(1) 鉱山保安法施行規則の一部の改正（令和5年10月1日施行）

第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

二の二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、請負人（鉱山労働者を除く。以下同じ。）に作業を行わせるときは、**有効呼吸用保護具**を着用する必要がある旨を当該請負人に周知すること。

二の三 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、**次に掲げる事項を、見やすい箇所に掲示**すること。

イ 粉じんが発生し、又は飛散する作業場である旨

ロ 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

ハ 粉じん等の取扱い上の注意事項

ニ 有効呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び着用すべき有効呼吸用保護具

三 前三号に定めるもののほか、粉じんが飛散する作業場において、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。

第10条2の3の掲示場所とは

見やすい大きさ、色、汚れた場合における清掃、見落とし防止のための複数箇所への掲示など現場の実情を踏まえた適切な場所に掲示する。

現場の実情を踏まえた適切な場所に掲示することにより鉱山労働者、請負人などに確実に伝わる必要がある。
(パブリックコメント結果による)

鉱業権者が講ずべき措置事例の改正に対するパブリックコメント
受付締切日時 2023年6月29日23時59分